

2014年度鳥取県海外大学生インターンシップ受入事業について

2014. 2. 17
鳥取県交流推進課

1 事業概要 (案)

- (1) 期間・日数 2014年7月22日(火)～8月22日(金) 32日間予定
(職場体験期間：7月25日(金)～8月20日(水) 27日間予定)
(※研修時間は、各受入施設の研修条件による)
- (2) 受入施設 県内旅館・ホテル等観光関連施設
- (3) 内 容 就業体験研修(各受入施設)、事前前修、県内観光地視察、成果発表会等
- (4) 報 酬 あり(各受入施設の研修条件による)
- (5) スケジュール

| 月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|------|----|---------------------------|--------------------|--------------|---|----|-----------------------------|
| 受入施設 | | 参加申込 (研修条件提示) ～3/20 | 面接 (マッチング) | 必要書類等 取交し | 鳥取県：在留資格認定証明書 (特定活動3、サマージョブ) 交付申請 大学：連絡調整 学生：査証申請(1,100円) 研修準備(航空券手配、任意保険加入等) | | 7/25-8/20 研修受入 報酬支給 |
| 大学 | | 参加学生募集 ～4/11 | ↓ 参加決定 ～4/20 | ～5/9 | | | |
| 学生 | | エントリーシート提出 ～4/11 | | | | | 7/22 来日・ 研修参加 8/22 送迎 |

2 これまでの問題点

2011年度から県内旅館等施設にて海外の大学生を1か月程度受入れてきました。大学、学生双方から、また受入施設からも好評でしたが、事業の実態として職場体験活動が法律上「労働」に該当する可能性がありました。

3 前回からの変更点

上記問題点を解決するため、大学生の活動に対し報酬を支払う事として以下の通り事業を見直し、このこととともなって学生と受入れ施設とのマッチング方法を変更することと致しました。

(1) インターンシップ参加による報酬支給

本事業は、職場体験研修という学生に対する教育の一環として実施されます。就労目的や労働力確保のアルバイトではありませんが、受入施設が勤務管理、現場での学生の指揮監督を行う場合には、学生と受入施設との間に雇用関係が認められます。その結果、学生には労働力を提供した対価として報酬(賃金)が支給されます。

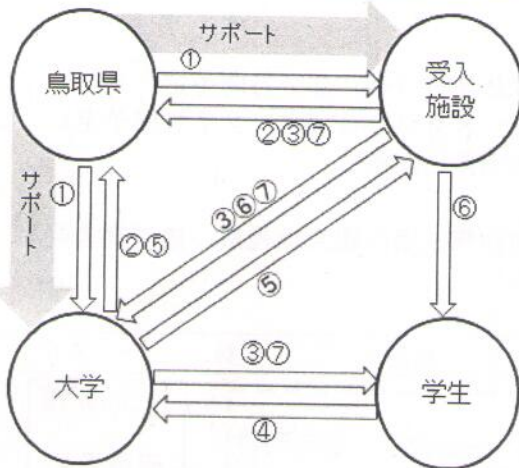
(2) 在留資格認定証明書(特定活動3、サマージョブ)取得と査証申請

「学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、夏季休暇等の期間(3月を超えない期間)を利用して我が国の企業等の業務に従事する活動」を行う場合、日本入国にあたっては在留資格認定(特定活動)を経て査証を取得する必要があります。申請は鳥取県が行いますが、大学側には以下の証明書等発行のご協力をお願いします。それぞれ指定の様式はありません。

- ★ ・学生の在学証明書
 - ★ ・学生の休暇期間を証する資料(本事業が学生の休暇中に行われることを証する資料) *行事歴*
- ※在留資格認定には申請から通常2か月程度を要するため、5月上旬までに本県へ送付すること。

(3) 学生の受入先決定までの流れ

前回までは鳥取県が主体的に受入れ施設とのマッチングを行ってきましたが、学生に報酬が支払われることにより、受入れ施設が直接学生を選ぶことになります。鳥取県が面接試験の調整を行います。複数の面接を行う必要が生じることが予想されるため、大学側のご協力をお願いします。また、受入れ施設が見つからない学生が発生する場合もあります。

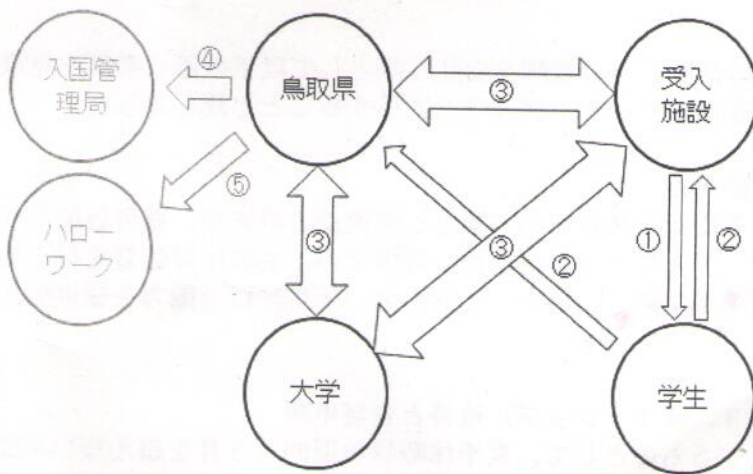


- | | |
|----------------------|-------------|
| ①インターンシップ参加(派遣・受入)募集 | 鳥取県→受入施設、大学 |
| ②インターンシップ参加申込 | 受入施設、大学→鳥取県 |
| ③研修(労働)条件提示 | 受入施設→大学→学生 |
| ④エントリーシート提出 | 学生→大学 |
| ⑤学内選抜後、応募 | 大学→受入施設、鳥取県 |
| ⑥選考 | 受入施設→大学、学生 |
| ⑦決定連絡 | 受入施設→大学→学生 |
| | 受入施設→鳥取県 |

(4) 受入施設、大学、鳥取県の役割・責任分担について

| 区分 | 受入施設 | 大学 | 鳥取県 |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| マッチング | ・研修条件の提示 ・面接 | ・面接の調整 ・結果の確認・連絡 | ・面接の調整 ・結果の確認・連絡 |
| 職業体験研修 | ・学生の個人情報保護 ・業務指導 | ・学生指導(就業規則の遵守、事前講習) | ・事前研修、報告会 ・学生のフォローアップ(研修・生活指導) |
| 期間中に知り得た受入施設の企業秘密 | | ・学生指導 | |
| 事故・疾病対応 | ・就業中のケガ・疾病に対する保険給付 | ・任意保険への加入勧奨 | ・損害賠償保険加入 |

(5) 契約関係について



- ①研修(労働)条件通知書
- ②誓約書
- ③受入施設-大学-鳥取県間覚書
- ④在留資格認定証明書交付申請
- ⑤外国人雇用状況届け出

(6) 報酬のイメージ(受入れ施設から聞き取った事例)

1ヶ月の研修期間の内、10日休み、20日勤務とすると、税金など諸経費を引いた差引支給額は **84,000円**。ここから、宿泊費(35,000円)と食費(1日3食30,000円)を差し引くとすると、**19,000円**が参加学生に支給される。

※受入れ施設により条件は異なります。提供される食事が少ない場合は現金支給が増加します。

※鳥取県の最低賃金は時給664円。